

# 破産・個人再生事件の手続費用一覧

(令和8年1月1日以降)

## 申立手数料(貼付印紙額)

個人自己破産及び免責申立て	1,500円	法人自己破産申立て	1,000円
債権者破産申立て	20,000円	個人再生申立て	10,000円

## 予納郵券基準表

※ 債権者数の多い事件などでは、変更されることがあります。

切 手	同時廃止	管 財		個人再生	
		自 己 ・ 準 自 己			
		債権者20名まで	債権者21~40名		
500円	—	—	4	4	
180円	—	1	1	—	
110円	30	30	30	60 20+債権者数×2	
100円	—	—	2	—	
10円	20	20	20	40 20	
合 計	3,500円	3,680円	5,880円※1	9,000円 2,400円+α	

\* 管財事件の債権者41名以上については、※1の額に債権者10名単位で500円×2、100円×1(1100円)を追加。  
例) 債権者41名～50名 5880円+1100円=6980円、51名～60名 5880円+1100円×2=8080円

## 予納金基準表

			官報公告費用	管財手続費用	
同 時 廃 止			13,046円	—	
管 財	一般管財	自 然 人	20,397円	20万円～(※) ※ この金額は、申立書類の内容や想定される管財業務等を勘案した結果により増額される場合があります。	
		法 人	16,264円		
特 定 管 財 ( 債 権 者 申 立 等 )		( 下表のとおり )			
個 人 再 生			15,120円	—	

(特定管財)

負 債 総 額	自 然 人	法 人
5000万円未満	50万円	70万円
5000万円以上 1億円未満	80万円	100万円
1億円以上 5億円未満	150万円	200万円
5億円以上 10億円未満	250万円	300万円
10億円以上 50億円未満	400万円	
50億円以上 100億円未満	500万円	
100億円以上 250億円未満	700万円	
250億円以上 500億円未満	800万円	
500億円以上 1000億円未満	1000万円	
1000億円以上	1000万円以上	

\* 負債総額1000億円以上の場合は予納金は1000万円以上